

入札参加者の皆さんへ

林野庁電子入札 Q & A

(建設工事及び測量コンサルタント等業務)

平成16年8月

林 野 庁

林野庁電子入札 Q&A

平成16年8月

林野庁電子入札について、入札参加者の皆さんのための「Q & A」を取りまとめました。ご活用いただければ幸いです。

(Q 1) 電子入札対象物件については、電子入札以外では参加を認めないのですか。

(A)

- 1 入札参加者の皆さんが、運用基準に基づき紙入札での参加を希望する場合は、承諾願いの提出を求め、紙入札での参加を認めることとしています。
- 2 紙入札での参加を認める場合の一例として、「電子入札導入の準備を行っているが、間に合わなかった場合」(運用基準1 - (1))としていますが、特に導入当初においては、入札参加者の皆さんの状況に応じて弾力的に対応していく必要があると考えています。(運用基準1 - (1) ~ (2) 参照)

(Q 2) 電子入札システムの障害により電子入札を行うことができなくなった場合は、どうするのですか。

(A)

- 1 電子入札システム自体に障害が発生した場合は、発注者から入札参加者に対して紙入札に変更する旨の連絡を電話・FAX 等により行い、紙入札方式に変更することとなります。(運用基準1 - (3) 参照)
- 2 この場合、障害の発生時期等にもよりますが、必要に応じて、入札締切日時及び開札日時を延期する等の措置が必要であると考えています。

(Q 3) ICカード(入札参加者用)の発行申請は、どのようにして行うのですか。

(A)

- 1 入札参加者の IC カードについては、入札参加者が電子入札のコアシステムに対応する民間認証局に対して自ら申請することにより取得することとなります(詳しくは各森林管理局における電子入札説明会の資料を参考にするとともに、各民間認証局にご確認下さい。)
- 2 なお、コアシステムに対応する民間認証局については、電子入札説明会における資料に掲載していますが、電子入札コアシステム開発コンソーシアムのホームページ(<http://www.cals.jacic.or.jp/coreconso/>)にも掲載されています。

(Q 4) 入札参加者の取得する IC カードの名義人は誰にすればよいのですか。

(A)

- 1 IC カードの名義人は、各森林管理局の競争参加有資格者名簿に登録されている会社等の代表者と一致する必要があります。
(運用基準 1 - (2) - ア参照)
- 2 IC カードは複数枚購入することが可能です。

(Q 5) 国土交通省等の電子入札において取得している IC カードは、林野庁電子入札においても使用できるのですか。

(A)

- 1 国土交通省及び農林水産省等の電子入札システムは、同じコアシステムを利用していることから、基本的には同一の IC カードの使用が可能です。
- 2 ただし、農林水産省においては、IC カードの名義人と競争参加有資格者名簿の代表者名(名義人)が一致している必要がありますので、確認をお願いします。

もし、名義が一致していない場合は、新たにICカードを取得していただく必要があります。

(Q 6) 経常JVについては、別途にICカードを取得する必要があるのですか。

(A)

経常JVとその構成員は別個の事業体であり、農林水産省においては、経常JV及びその構成員は、それぞれ別々にICカードを取得していただく必要があります。(運用基準1-(2)-イ参照)

(Q 7) 既に国土交通省等の電子入札に参加している場合、林野庁電子入札システムに参加する手続は、ICカードの取得は省略し、林野庁電子入札システムに対する利用者登録以降について実施すればよいのですか。

(A)

国土交通省等の電子入札において取得したICカードについて、その名義人を確認していただき、ICカードの名義人と各森林管理局の競争参加有資格者名簿に登録されている会社等の代表者名とが一致していれば、当該ICカードは林野庁電子入札においても使用可能です。したがって、名義人が一致していれば、利用者登録以降の手続を実施していただければよいことになります。

(Q 8) 入札参加者の利用者登録はどのように行うのですか。

(A)

1 農林水産省電子入札センターのホームページにアクセスし、そこから登録することになります。(ホームページアドレス <http://www.maff-ebic.go.jp/menu.html>)
(詳しくは各森林管理局における電子入札説明会の資料をご確認下さい。)

2 なお、事前にICカードを取得しておく必要があります。

- 3 また、電子入札の導入に伴い、各森林管理局において管理している競争参加有資格者名簿を統一した様式で電子データ化し、各有資格者の登録番号については新たに統一的に付番を行ったので、利用者登録はこの新たな登録番号により行っていただく必要があります（16年度に導入を予定している森林管理局本局及び森林管理署等に係る入札参加者については、別途、新登録番号を通知する予定としています。）。

(Q9) 利用者登録が承認された場合に入札参加者に自動的に通知される「受注者番号」は、使用する場合がありますか。

(運用基準2-(3)-ア関係)

(A)

- 1 この受注者番号は、システム上自動的に付番されるもので、現在は実際の手続き等において使用することはありません。
- 2 この受注者番号を確認したいときには、農林水産省電子入札センターのホームページを開き、電子入札一覧表の画面より確認できます。(画面上の「企業ID」が受注者番号です。)

(Q10) 入札書は、いつ提出すればよいのですか。

(A)

- 1 入札書の受付は、入札書の締切日時より3営業日前より行うこととしています。(運用基準3-(1)参照)
- 2 また、入札書の提出は、電子入札システムの稼働時間内(9:00～17:00)に行う必要があります。
- 3 なお、電子入札システムの稼働状況については、農林水産省電子入札センターのホームページの「おしらせ」画面において確認することができます。

(Q11) 公示 / 公告日以降に案件登録を変更する場合の手順が示されていますが、どうして締切日時を のように変更するのですか。

(運用基準 3 - (2) - 関係)

(A)

1 発注者が案件登録後に変更不可能な項目に誤りを発見した場合は、システム上、項目に修正を加えることも、案件を取り消すこともできないことから、案件の再登録を行うこととしています。

したがって、このように誤りを発見した場合は、当該案件の受付締切日時を受付開始直後に変更し、誤った案件に対する技術資料の提出を最小限にとどめようとするのがこの規定の趣旨です。

2 なお、手順 において、締切日時を受付開始日時と同じ 13:00 とすれば、100%技術資料を受け取らないことが可能ですが、システム上、受付開始日時と受付締切日時を同時刻に設定することができないことから、受付締切日時 13:05 としています。(設定単位は、5分単位となっています。)

(Q12) 設計図書の閲覧は、電子入札システムでできるのですか。

(A)

設計図書については、システム上で閲覧できないことから、従来どおり、発注機関 (森林管理局又は森林管理署等) へ出向き閲覧していただくこととなります。

(Q13) 技術資料及び工事費内訳書の指定ファイルは、何故、Ver .
_____ 以下となっているのですか。

(運用基準 4 - (1)、5 - (1) 関係)

(A)

1 上位のバージョンで作成したファイルは、それよりも下位のバージョンで作成したファイルを開くことができますが、逆はできないものが多いことから、このようなバージョンの指定を行っています。

- 2 すなわち、技術資料及び工事費内訳書の提出にあたって指定している応用ソフト（一太郎、Word、Excel 等）についても、常にバージョンアップしていますが、発注者が常に、最新バージョンのソフトを保持しているとは限らず、バージョン形式を制限することで、発注者がファイルを開けない危険性を排除することを目的としています。

(Q14) 技術資料及び工事費内訳書の作成にあたって、「当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しない・・・」とは、どういうことですか。 (運用基準 4 - (1)、5 - (1) 関係)

(A)

これは、Excel ファイルによる資料等の作成、提出の場合を例にしますと、入札参加者が 2000 より上のバージョンでファイルを作成し、かつ、そのバージョンにしかない機能を使ってファイルを作成すれば、資料等の提出のために当該ファイルを指定された 2000 形式以下で保存した場合、2000 形式より上の機能が当該保存ファイルに反映されず、結果として不十分な資料となることから、そのような不具合を排除しようとするものです。

(Q15) ファイルの「圧縮」とは、どのようなことですか。
(運用基準 4 - (2)、5 - (2) 関係)

(A)

- 1 「ファイルの圧縮」とは、ファイルのサイズを小さくすることであり、逆に、圧縮されたファイルを使用できるように元にもどすことは「ファイルの解凍」と呼ばれています。
- 2 ファイルの圧縮に使われるソフトの種類は多くありますが、結果として圧縮されたファイルは、ソフト毎に 形式、××形式と呼ばれています。
Windows で用いられる代表的な圧縮形式は、LZH 形式、ZIP 形式であることから、電子入札ではこの 2 つの形式を使用することとしています。

(Q16) 「 自己解凍方式は、発注者側で表示されない恐れがあるので指定しない。 」
とはどのようなことですか。

(運用基準 4 - (2) 、 5 - (2) 関係)

(A)

- 1 自己解凍方式とは、解凍用のソフトが不要で、圧縮されたファイルをクリックすれば、すぐに解凍され、ファイルを開くことができる方式です。
- 2 ファイルの圧縮を自己解凍方式により行うと、ファイル送信の際にファイルが破損して解凍できない場合があるので、自己解凍方式によるファイルの圧縮を行わないよう制限させていただいています。

(Q17) 電子入札システムにおいては、端末としてのパソコンの性能 (仕様は、どのくらいのものが必要ですか。

(A)

- 1 「電子入札コアシステム開発コンソーシアム」のホームページ上では、以下の仕様を推奨しています。

PC / AT 互換機 (DOS / V 機) であること
CPU の能力は、インテル Pentium プロセッサ 800MHz 相当以上
メモリ 256MB 以上
ハードディスク容量 空き容量が 500MB 以上
CD - ROM ドライブ、フロッピーディスクドライブがついていること
シリアルポート又は USB ポートの空きがあること
ドット数は、1024 × 768 ドット (XGA) 以上

- 2 上記 1 の性能を有していれば、既存のパソコンでも十分対応できます。
- 3 なお、インターネット等の情報によると、これらの仕様のパソコンは、販売店等にもよりますが、デスクトップ型で概ね 20 万円 (H16.6 現在) 以下で手に入るようです。

(Q18) 入札参加者は、技術資料等が発注者に届いたか否かは、どうやって確認できますか。

(A)

発注者は、入札参加者からの技術資料等の提出をシステム画面で確認しましたら、入札参加者に対して「技術資料等の受付票」を送信しますので、入札参加者の皆さんは、その「技術資料等の受付票」をもって、発注者に資料等が届いたことを確認することができます。

(Q19) ウイルス感染ファイルの取扱いにおいて、「ファイルをローカルディスク上から削除する。」とは、どのようなことですか。また、どのような操作を行うのですか。 (運用基準 5 - (4) - ア関係)

(A)

- 1 ローカルディスクとは、電子入札用端末(パソコン)の中にあるハードディスクをいい、ネットワーク上にある「共有ディスク」と区別するために「ローカルディスク」と呼んでいます。
- 2 つまり、「ファイルをローカルディスク上から削除する。」とはパソコン内のハードディスクにあるファイルを削除することですが、その方法は一般のファイルの削除と同様の方法で行います。

(Q20) 入札書を提出後、桁違い等の錯誤を発見した場合は、どのようにすればよいのですか。

(A)

入札参加者は、開札前に提出した入札書の錯誤(例えば桁違い)に気づいた場合は、直ちに電話等により発注者に申し出て下さい。

発注者は、入札参加者から錯誤の申し出があった場合は、直ちに入札参加者より理由を付した入札辞退届の提出(急を要する場合は、FAXによる仮提出も可。)を求めるとともに、確かに錯誤であると認められた場合は、開札時に、該当する入札書を「無効」とする措置をとることになります(錯誤と認められないものについては有効な入札となります。)

(Q21) 入札参加者側の障害により電子入札ができない場合は紙入札を認めるのですか。

(A)

1 障害の内容等が基準に該当すれば、入札書受付締切日時及び開札予定日時を変更する措置をとり実施することになります。

(運用基準 6 - (5) 参照)

2 上記 1 の基準に該当しない場合は、当該入札参加者については申し出に基づき電子入札方式から紙入札方式への変更を行うことも可能です。

(運用基準 1 - (2) - ア参照)

(Q22) 落札者決定通知書は、入札参加者全員に通知されるのですか。また、当該落札者決定通知書により他社の入札金額等についても分かるのですか。

(A)

落札者決定通知書は、入札参加者全員に通知されます。

ただし、落札者以外の応札者及び入札金額については、システム上、通知及び閲覧ができるようになっていません。したがって、入札結果については公表事項ですので、従来方式の閲覧により確認していただくこととなります。